

自己点検シート（訪問看護・介護予防訪問看護）

点検した結果を記載して下さい。

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
I 人員基準 （注）					
看護師等の員数	看護職員（保健師、看護師又は准看護師）の員数は、常勤換算方法で2.5人以上ですか。内1人は常勤ですか。	基準条例第60条	☐	☐	
	→ 下記の数値を記載してください。 ① 常勤専従職員の人数 （ ）人 ② 常勤職員の1ヶ月の通常勤務すべき時間 （ ）時間 ③ 非常勤・非専従訪問介護員の1ヶ月間の勤務時間合計 （ ）時間 ④ ①+③÷②の値 （小数点以下第2位切り捨て） （ ）				
管理者	管理者は指定訪問看護ステーション業務に専ら従事している常勤の保健師又は看護師ですか。	第61条	☐	☐	
	管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。 → 下記の事項について記載してください。 ・ 兼務の有無 （ 有 ・ 無 ） ・ 当該事業所内で他職種と兼務している場合はその職種名 （ ） ・ 同一敷地等の他事業所と兼務している場合は事業所名、職種名、兼務事業所における1週間あたりの勤務時間数 事業所名：（ ） 職種名：（ ） 勤務時間：（ ）		☐	☐	
（注）事業所にある既存の「利用者実績（前月1月分）」及び「勤務表（前月1月分）」を添付して下さい。なお、勤務表については、次の事項を明記して下さい。①兼務を含めた職種②常勤職員の勤務すべき1週間の勤務時間③常勤・非常勤の別					
II 設備基準					
設備及び備品等	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室（同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、区画でも可）が設けられ、必要な設備及び備品等を備えていますか。	第62条	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び 改善方法（別紙可）
			適	不適	
Ⅲ 運営基準					
内容及び手 続きの説明 及び同意	利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項（※）について記した文書を交付し、利用申込者又はその家族に対し説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。 ※ 運営規程の概要、勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等	第9条 準用	☐	☐	
提供拒否の 禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	第10条 準用	☐	☐	
サービス提 供困難時の 対応	自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る主治医及び居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに取っていますか。	第63条	☐	☐	
受給資格等 の確認	被保険者証等の確認を行っていますか。被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には配慮して介護サービスを提供していますか。	第12条 準用	☐	☐	
要介護認定 の申請に係 る援助	利用申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護認定の申請をしているか確認していますか。利用者が要介護認定を申請していない場合、利用者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	第13条 第1項	☐	☐	
	居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	第13条 第2項	☐	☐	
心身の状況 等の把握	サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、病歴等の把握に努めていますか。	第14条 準用	☐	☐	
居宅介護支 援事業者等 との連携	看護サービスを提供する場合又は提供の終了に際し、主治医（終了時）及び居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。	第64条	☐	☐	
法定代理受 領サービスの 提供を受けるための 援助	利用者に対して、法定代理受領サービスについて説明し、必要な援助を行っていますか。	第16条 準用	☐	☐	
居宅サービ ス計画に 沿ったサー ビスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	第17条 準用	☐	☐	
居宅サービ ス計画等の 変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡その他必要な援助を行っていますか。	第18条 準用	☐	☐	
身分を証す る書類の携 行	看護師等に身分証を携行させ、初回訪問時または求めに応じて提示していますか。	第19条 準用	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
サービス提供の記録	サービスを提供した際は、提供日及び具体的なサービスの内容等必要な事項を書面に記録していますか。また利用者から申出があった場合、文書交付等によりその情報を提供していますか。	第20条準用	☐	☐	
利用料等の受領	法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	第65条第1項	☐	☐	
	法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。	第65条第2項	☐	☐	
	通常の事業の実施地域外でサービスを提供し、それに要した交通費の額の支払いを利用者から受ける場合は、予め利用者又はその家族に説明、同意を得ていますか。	第65条第3項 第4項	☐	☐	
保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスではない、訪問看護に係る利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者に交付していますか。	第22条準用	☐	☐	
指定訪問看護の取扱方針	訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定して計画的に行われていますか。	第66条第1項	☐	☐	
	主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っていますか。	第66条第2項 第1号	☐	☐	
	サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項を理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。	第66条第2項 第2号	☐	☐	
	医学の進歩に対応した適切な看護をもってサービスを提供していますか。	第66条第2項 第3号	☐	☐	
	利用者の病状、心身の状況及びその置かれた環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して適切に指導を行っていますか。	第66条第2項 第4号	☐	☐	
	特殊な看護等は行っていないですか。	第66条第2項 第5号	☐	☐	
	自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	第66条第3項	☐	☐	
主治の医師との関係	管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう、必要な管理を行っていますか。	第67条第1項	☐	☐	
	訪問看護の開始に際し、主治医の指示書を受領していますか。	第67条第2項	☐	☐	
	定期的に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提出し、訪問看護の提供に当たって主治医と密接な連携を図っていますか。	第67条第3項	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び 改善方法（別紙可）
			適	不適	
訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成	看護師等（准看護師を除く。）は、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標を達成するための具体的な内容等を記載した訪問看護計画書を作成していますか。	第68条 第1項	☐	☐	
	訪問看護計画書は居宅サービス計画書に沿った内容となっていますか。又必要に応じて変更していますか。	第68条 第2項 第1号	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
	訪問看護計画書の主要な事項について利用者及びその家族に説明を行い、利用者から同意を得ていますか。	第68条第2項第2号	☐	☐	
	訪問看護計画書を利用者に交付していますか。	第68条第2項第3号	☐	☐	
	訪問日・提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成していますか。	第68条第3項	☐	☐	
	管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っていますか。	第68条第4項	☐	☐	
	居宅介護支援事業者から訪問看護計画の提供の求めがあった場合に、当該訪問看護計画を提供するよう努めていますか。	岐阜県居宅サービス等基準要綱第3の3(3)オ	☐	☐	
同居家族に対する訪問看護の禁止	訪問看護職員が同居家族である利用者に対して訪問看護を提供していませんか。	第69条	☐	☐	
利用者に関する市町村への通知	利用者が以下の事項に該当する場合には遅滞なく市町村への通知を行っていますか。 ・サービス利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められる場合 ・偽りその他不正な行為により給付を受けた又は受けようとした場合	第26条準用	☐	☐	
緊急時等の対応	利用者の病状の急変など、緊急時には必要に応じて臨時応急の手当や主治医への速やかな連絡など必要な措置を講じていますか。	第70条	☐	☐	
管理者の責務	事業所の管理者は、従業員の管理及び指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。また、従業員に規定を順守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	第52条準用	☐	☐	
勤務体制の確保等	利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制（日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等）を定めていますか。	第30条第1項準用	☐	☐	
	当該事業所の看護師等によってサービスを提供していますか。	第30条第2項準用	☐	☐	
	看護師等に対して研修の機会を確保していますか。	第30条第3項準用	☐	☐	
	看護師等は、労働者派遣法に規定する派遣労働者（紹介予定派遣を除く。）を使用していませんか。	第30条	☐	☐	
衛生管理等	看護師等の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行っていますか。	第31条第1項準用	☐	☐	
	設備及び備品等について、衛生的な管理を行っていますか。	第31条第2項準用	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び 改善方法（別紙可）
			適	不適	
掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要や、勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	第32条 第1項 準用	☐	☐	
	重要事項について、事業所のホームページに掲載する等周知に努めていますか。	第32条 第2項 準用	☐	☐	
秘密保持等	当該事業所の従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。	第33条 第1項 準用	☐	☐	
	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。（サービス提供開始時における包括的な同意で可）	第33条 第2項 準用	☐	☐	
広告	虚偽または誇大な広告をしていませんか。	第34条 準用	☐	☐	
居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	第35条 準用	☐	☐	
苦情処理	苦情に対し、迅速かつ適切に対応していますか。 また、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示していますか。 苦情件数 ： 月 件程度 苦情相談窓口の設置 ： 有 ・ 無 相談窓口担当者 ：	第36条 第1項 準用	☐	☐	
	苦情相談等の内容を記録・保存していますか。	第36条 第2項 準用	☐	☐	
	苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。	第36条 準用	☐	☐	
	提供したサービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じていますか。	第36条 第3項 準用	☐	☐	
	利用者からの苦情に関して国保連が行なう法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国保連から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	第36条 第5項 準用	☐	☐	
	市町村又は国保連からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村又は国保連に報告していますか。	第36条 第4項 第6項 準用	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び 改善方法（別紙可）
			適	不適	
地域との連携	事業の運営に当たっては、提供した指定訪問看護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。	第37条 準用	☐	☐	
事故発生時の対応	事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録していますか。 →事故事例の有無： 有 ・ 無	第38条 第1項 第2項 準用	☐	☐	
	賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行なっていますか。 →損害賠償保険への加入： 有 ・ 無	第38条 第3項 準用	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び 改善方法（別紙可）
			適	不適	
	事故が生じた際には、原因を究明し、再発を防ぐための対策を講じていますか。	第38条 準用	☐	☐	
会計の区分	他の事業との会計を区分していますか。	第39条 準用	☐	☐	
運営規程	以下の事項を運営規程に定めていますか。 ☐ 事業の目的及び運営の方針 ☐ 従業者の職種、員数及び職務内容 ☐ 営業日及び営業時間 ☐ 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額 ☐ 通常の事業の実施地域 ☐ 緊急時等における対応方法 ☐ 苦情に対応するために講ずる措置に関する事項 ☐ その他運営に関する重要事項	第71条	☐	☐	
記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	第72条 第1項	☐	☐	
	看護サービスの提供に関する以下の記録を整備し、整備した日（提供した具体的なサービスの内容等の記録にあっては、具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日）から5年間保存していますか。 ・主治の医師による指示書 ・訪問看護計画 ・訪問看護報告書 ・提供した具体的なサービスの内容等の記録 ・市町村への通知に係る記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故の状況及び事故に際して採った処置等の記録	第72条 第2項	☐	☐	
指定介護予防訪問看護の取扱方針	指定介護予防訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定して計画的に行われていますか。	予防基 準条例 第73条 第1項	☐	☐	
	指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。	第73条 第2項	☐	☐	
	利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によりサービスの提供に努めていますか。	第73条 第3項	☐	☐	
	指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めていますか。 主治医又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。	第73条 第4項 第73条 第5項 第1号	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
	主治の医師との密接な連携及び介護予防訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っていますか。	第73条第5項第2号	☐	☐	
	サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項を理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。	第73条第5項第3号	☐	☐	
	医学の進歩に対応した適切な看護技術をもってサービスを提供していますか。	第73条第5項第4号	☐	☐	
	特殊な看護等は行っていないですか。	第73条第5項第5号	☐	☐	
	自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	第73条第6項	☐	☐	
介護予防訪問看護計画の作成等	看護師等は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問看護計画を作成し、主治医に提出していますか。	第74条第1項	☐	☐	
	介護予防訪問看護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。	第74条第2項第1号	☐	☐	
	介護予防訪問看護計画の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	第74条第2項第2号	☐	☐	
	介護予防訪問看護計画を作成した際には、当該介護予防訪問看護計画を利用者に交付していますか。	第74条第2項第3号	☐	☐	
	介護予防訪問看護計画に基づくサービスの提供の開始時から、介護予防訪問看護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問看護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行っていますか。	第74条第2項第4号	☐	☐	
	モニタリングの結果も踏まえた介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の内容については介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提出していますか。	第74条第2項第5号	☐	☐	
	モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画の変更を行い、変更後の計画を主治の医師に提出していますか。	第74条第2項第6号	☐	☐	
	管理者は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っていますか。	第74条第3項	☐	☐	
主治の医師との関係	管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理を行っていますか。	第75条第1項	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
	介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けていますか。	第75条第2項	☐	☐	
	介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携を図っていますか。	第75条第3項	☐	☐	
虐待防止	（高齢者虐待の防止） 利用者の人格を尊重し、利用者のため忠実にその職務を遂行していますか。 ※身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待等虐待行為が行われていないこと。 ※高齢者虐待の防止について、従業員への研修の実施、利用者及びその家族からの苦情の処理体制の整備等の措置が講じられていること。	法第74条第4項	☐	☐	

Ⅳ 変更の届出等

	事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内（廃止、休止は1月前）に、その旨を市町村長に届け出ているか。 （変更事項） ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ④ 事業所の平面図 ⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥ 運営規程 ⑦ サービス費の請求に関する事項 ⑧ 役員の氏名、生年月日及び住所	法第75条施行規則第131条第1項第3号	☐	☐	
--	---	----------------------	--------------------------	--------------------------	--